

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○水資源保全地域の指定……………	(土地水対策課)	36
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定………	(環境推進課)	46
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	46
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	46
○土地収用法による土地の立入りの通知……………	(建設部総務課)	47
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	47
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	47
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	48

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（6件）……………	50
○特定調達契約に係る入札の公告……………	55

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	56
----------------------------	----

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	57
---------------------------	----

告 示

北海道告示第215号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、各水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定番号 第131号
- (2) 名 称 沼田町浅野地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 雨竜郡沼田町字浅野114番地4、115番地1、116番地3、148番地3、151番地1、351番地1、353番地6、354番地3、355番地3、356番地1、356番地3、358番地1、359番地1、361番地1、362番地1から2まで、365番地、366番地、367番地1、368番地、369番地1、370番地1、370番地3、371番地、372番地、373番地、374番地、375番地、376番地、377番地、378番地、379番地、380番地、381番地、382番地1から51まで、383番地1から31まで、384番地、385番地、386番地、387番地、389番地、390番地、392番地1、394番地、395番地、396番地、397番地、398番地1、399番地、400番地1、400番地3、401番地1、406番地、407番地、408番地、409番地、410番地、411番地、412番地、413番地、414番地、496番地、497番地、498番地1、498番地8、466番地1、470番地1から2まで、472番地1、482番地1、482番地6、488番地、490番地1、499番地1、500番地1、502番地1、504番地1、505番地1、506番地1から2まで、507番地、508番地1、510番地1、511番地1から2まで、512番地、513番地1、514番地、515番地、516番地、517番地1、518番地1、519番地、557番地1（沼田町浅野地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- 2(1) 指定番号 第132号
- (2) 名 称 登別市来馬川水源地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 登別市上登別町1番地1から2まで、1番地4から18まで、3番地1から17まで、4番地1から17まで、5番地1から2まで、5番地4から7まで、5番地9から12まで、6番地1、6番地10、18番地1、19番地1から4まで、21番地1から3まで、21番地5から37まで、21番地39、21番地42から44まで、23番地1、49番地、50番地、51番地、52番地、58番地1、58番地8、R0910-20、R1405-10、W0925-10、W1405-20、無番地4、千歳町287番地、来馬町235番地1から2まで、240番地、241番地、242番地1、242番地4、244番地1から2まで、245番地、246番地1、247番地1、248番地、249番地1から11まで、249番地15から17まで、250番地1、370番地1から115まで、371番地1から2まで、371番地4、371番地7から100まで、371番地102から103まで、372番地、375番地1、376番地1、377番地1、382番地1、383番地、384番地1から3まで、385番地1、385番地3から10まで、395番地、396番地1から7まで、397番地、398番地、399番地1から6まで、399番地9から11まで、400番地1から2まで、400番地62から72まで、400番地74から79まで、408

番地1から2まで、408番地5、411番地1、411番地3から52まで、412番地1から2まで、413番地1から10まで、414番地1から11まで、414番地13、414番地16から20まで、414番地25、415番地9から10まで、415番地19、415番地25、417番地12、428番地13から15まで、429番地4、429番地6、431番地1から2まで、432番地4から5まで、432番地7から49まで、433番地7から8まで、433番地13から41まで、434番地1から2まで、435番地1、435番地3から43まで、436番地1から26まで、437番地1から5まで、437番地8から13まで、437番地15から233まで、439番地1から3まで、440番地1から2まで、441番地1から4まで、442番地1、443番地1から2まで、444番地1から4まで、446番地1、448番地1から2まで、450番地、452番地1から3まで、455番地、458番地、460番地、460番地2、462番地1から2まで、463番地1から2まで、464番地、465番地2、465番地4、466番地1から23まで、467番地、468番地、469番地、472番地1から2まで、472番地5、473番地1から2まで、479番地1、481番地、482番地1から6まで、483番地1から8まで、487番地6から19まで、487番地23から48まで、487番地61から70まで、487番地74から78まで、487番地86から131まで、501番地、501番地2から4まで、503番地1から12まで、504番地、505番地、506番地、508番地3、508番地5から6まで、523番地1から2まで、524番地1から2まで、524番地4、524番地7から13まで、525番地1から7まで、525番地9、528番地、529番地1から7まで、530番地、531番地1から4まで、532番地1、538番地1から2まで、538番地7から10まで、538番地12、539番地1から2まで、540番地1から3まで、543番地1から26まで、545番地、550番地1から3まで、551番地1から2まで、552番地1から6まで、553番地1から2まで、563番地、564番地、565番地1、568番地1から2まで、569番地、572番地、573番地、574番地、575番地、576番地、577番地、578番地、579番地、582番地、584番地、585番地、R0924-10、R0925-11、R1409-10、R1410-20、R1418-30、R1420-30、R1422-40、R1423-30、R1424-20、R1511-11、R1904-60、R1905-30、R1914-30、W0924-10、W1405-30、W1417-20、W1908-20、W1915-10、X1501-10、無番地5、無番地6、常盤町6丁目1番地1から3まで、1番地5から6まで、1番地9、2番地1から2まで、3番地1から2まで、3番地4から7まで、4番地、5番地1、6番地1から3まで、6番地10、7番地、8番地1、8番地3、10番地1から4まで、10番地6から14まで、11番地1、11番地3から16まで、12番地1、12番地3か

ら11まで、13番地1から4まで、14番地、15番地1から3まで、16番地、17番地1から2まで、17番地4から7まで、18番地1から2まで、18番地5、18番地8、18番地10から17まで、19番地1から4まで、20番地1、20番地9、21番地7から8まで、22番地3から6まで、22番地16、22番地32から36まで、22番地41から43まで、23番地1から2まで、24番地1、25番地1、26番地8から12まで、27番地8から12まで、28番地8から12まで、30番地3、30番地5から7まで、31番地2から6まで、32番地2から4まで、35番地1、35番地3から5まで、36番地1から7まで、38番地8、39番地1から7まで、40番地1から7まで、41番地7から9まで、42番地1から2まで、43番地1から3まで、44番地2、45番地、46番地1から2まで、47番地1から3まで、48番地1から2まで、柏木町2丁目35番地1、36番地1、柏木町5丁目1番地1、1番地3から5まで、1番地11から13まで、2番地1、2番地4から15まで、3番地1、4番地1から4まで、6番地1から2まで、11番地、12番地1、14番地1、15番地1、15番地4、16番地、17番地、18番地、19番地1から3まで、19番地6から15まで、19番地17、19番地19、19番地23から28まで、20番地1から8まで、21番地1、21番地3から7まで、22番地1から3まで、23番地1から2まで、24番地1から12まで、25番地1から5まで、26番地1から7まで、27番地1から2まで、27番地14から16まで、28番地、29番地、30番地1から7まで、31番地、32番地、33番地、34番地、35番地、36番地、W2403-20、無番地7、鉾山町27番地1、41番地1、41番地3から7まで、42番地1から5まで、43番地1から21まで、44番地、45番地、R1403-10、R1413-10、W1403-10、W1407-20（登別市来馬川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- 3(1) 指定番号 第133号
- (2) 名称 登別市登別川水源地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 登別市カルルス町1番地3から5まで、1番地8から19まで、1番地21から23まで、1番地31から33まで、1番地36から38まで、2番地1から3まで、2番地5、3番地1から4まで、3番地9から14まで、4番地1、4番地3、4番地12、5番地1、5番地4、5番地6、6番地2、7番地1、7番地6から10まで、7番地17から20まで、9番地1、9番地4から10まで、24番地3から9まで、25番地2から9まで、26番地1、27番地1、27番地4から6まで、27番地8から14まで、27番地16から24まで、27番地26から27まで、27番地29、27番地33、27番地35から36まで、

27番地38、27番地40、28番地1から4まで、29番地、30番地1から2まで、30番地4から8まで、31番地1から2まで、32番地1から5まで、33番地1から285まで、34番地、35番地1から395まで、39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、48番地、49番地、50番地、51番地、52番地、53番地、54番地、55番地、56番地、57番地、58番地、59番地、60番地、61番地、62番地、63番地、64番地、65番地、66番地、67番地、68番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地、85番地、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地、105番地、106番地、107番地、108番地、109番地、110番地、116番地、R0120-10、R0221-10、R0414-20、R0415-10、R0425-10、R0425-20、R0501-10、R0511-20、R0516-10、R0516-20、R0521-40、R0521-50、R1002-10、W0415-10、W0511-10、無番地1、無番地2、無番地3、上登別町6番地1から4まで、6番地6から10まで、9番地1から12まで、10番地、11番地、12番地、13番地、14番地1から33まで、15番地、16番地1から29まで、17番地1から4まで、18番地1から5まで、19番地1から2まで、19番地5から8まで、20番地1から21まで、21番地7、21番地30から31まで、21番地33、21番地36から43まで、21番地45から47まで、22番地、23番地1から16まで、24番地1から4まで、25番地1から49まで、26番地、27番地1から3まで、28番地、29番地、30番地、31番地1から4まで、32番地1から2まで、33番地1から3まで、34番地1から3まで、35番地1から4まで、36番地、37番地1から7まで、38番地、39番地、40番地1から15まで、41番地、42番地1、42番地3、42番地6から10まで、42番地26から27まで、42番地194、42番地198、42番地437、42番地457、42番地485、42番地487から489まで、42番地493、42番地507、42番地510から511まで、42番地519、42番地522、42番地525から530まで、42番地538から540まで、42番地546、42番地548から549まで、42番地579、42番地589から590まで、42番地597、42番地603、42番地621、42番地624から626まで、42番地670、42番地724、42番地749から757まで、42番地762から774まで、42番地776、42番地778から791まで、42番地793から795まで、42番地799から804まで、42番地806から807まで、42番地809から814まで、42番地822から827まで、42番地830から852まで、42番地855から861まで、42番地864、42番地866から869まで、42番地871から

873まで、42番地875から885まで、42番地887から891まで、42番地896から898まで、42番地910から915まで、42番地920、42番地922、42番地925から929まで、42番地933から956まで、42番地969、42番地979から981まで、42番地990から991まで、42番地1013から1016まで、42番地1019、42番地1021から1029まで、42番地1040から1044まで、42番地1047から1053まで、42番地1055から1057まで、42番地1059、42番地1062から1065まで、42番地1067から1070まで、42番地1072、42番地1074から1075まで、42番地1077から1087まで、42番地1091から1125まで、42番地1128から1130まで、42番地1140、42番地1151、42番地1160から1161まで、42番地1171から1174まで、42番地1176から1184まで、46番地2から3まで、46番地5から9まで、46番地11、46番地13、46番地15、46番地17から26まで、47番地1から2まで、47番地5から15まで、47番地27から30まで、47番地32から42まで、48番地1から10まで、48番地12、48番地14、48番地16、48番地18から38まで、53番地、54番地2、55番地、56番地、57番地、58番地1から6まで、58番地8、59番地、60番地、R0522-20、R0905-20、R0910-20、R0915-10、R0920-20、R1006-10、R1019-50、W0522-10、札内町181番地、183番地、239番地、240番地1、241番地1、241番地3、242番地、244番地、245番地1から28まで、246番地、248番地、249番地、250番地、251番地1から4まで、251番地7、253番地1から3まで、254番地、260番地、261番地、262番地、263番地、264番地、265番地、266番地、269番地、270番地1から2まで、270番地4、271番地1から7まで、272番地2、272番地5、273番地1から5まで、273番地7から8まで、276番地1から6まで、277番地、278番地、281番地、282番地、283番地1から3まで、284番地、285番地、286番地1から3まで、287番地1から2まで、288番地1から4まで、290番地1から3まで、291番地1から3まで、292番地1から4まで、293番地、294番地1から2まで、295番地、296番地、297番地1から5まで、298番地1、299番地4から5まで、300番地、390番地、395番地1から2まで、440番地、441番地、442番地、443番地、444番地、445番地、446番地、447番地、448番地、449番地1、449番地3、450番地、451番地、452番地、453番地、471番地、510番地、R1501-11、R1511-20、R1518-10、W1502-20、来馬町424番地1から6まで、425番地1、425番地3から6まで、583番地、R0925-11、X1506-20（登別市登別川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

- 4(1) 指定番号 第134号
 (2) 名称 洞爺湖町大原地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 虻田郡洞爺湖町大原152番地1、152番地5、152番地15、152番地17、152番地19から20まで、152番地22から23まで、152番地27から30まで、152番地48、152番地51から54まで、152番地56、159番地1から3まで、160番地1から15まで、161番地1から6まで、162番地1から3まで、163番地、164番地1から2まで、164番地7から14まで、164番地16から20まで、166番地1から6まで、166番地8から9まで、167番地2、167番地5から6まで、168番地、169番地1、169番地4、170番地1から2まで、170番地4から22まで、173番地1から3まで、174番地1から2まで、174番地7から33まで、177番地、178番地、179番地1、179番地3から4まで、179番地6、179番地9から10まで、179番地12、179番地14から15まで、180番地1、181番地3、182番地、183番地1から4まで、184番地1から6まで、185番地1、185番地3から5まで、186番地1から3まで、188番地1、195番地、202番地1から2まで、204番地1から2まで、205番地、438番地、富丘7番地5から8まで、8番地2から4まで(洞爺湖町大原地区水資源保全地域区域図に示すとおり)
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 5(1) 指定番号 第135号
 (2) 名称 函館市亀田川地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 函館市陣川町76番地、77番地、78番地、125番地1から2まで、127番地、131番地、134番地、144番地1、144番地6から7まで、144番地30から31まで、156番地3、156番地6、157番地、160番地2、161番地1から3まで、164番地、赤川町311番地、312番地、313番地、562番地1から2まで、562番地5、563番地1から4まで、564番地1から3まで、571番地1から5まで、578番地1から6まで、578番地8から10まで、579番地、580番地、581番地、582番地、583番地2から3まで、588番地1、亀田中野町288番地1、289番地1、290番地、291番地、292番地1、292番地5、302番地3、302番地6、302番地12から15まで、302番地17から20まで、302番地22から25まで、302番地41、302番地43から74まで、302番地76から105まで、302番地156から162まで、305番地、307番地1、307番地4から5まで、313番地1から4まで、315番地、318番地1から3まで、319番地1から5まで、320番地1、323番地、324番地、325番地、326番地、327番地、328番地、329番地、330番地、331番地、332番地、333番地、334番地、337番地1から8まで、338番地、339番地1か

- ら9まで、340番地1から4まで、343番地、345番地、346番地、347番地、348番地、349番地1から9まで、350番地、351番地1から3まで、352番地、353番地、354番地、355番地、356番地、357番地1から5まで、358番地1から4まで、360番地1から3まで、361番地1、361番地5から9まで、362番地1から5まで、363番地1から2まで、364番地、365番地、365番地1、366番地1、367番地1から2まで、368番地、369番地2、370番地1、370番地7、371番地1、371番地4から5まで、374番地1、374番地3、375番地1、375番地3、376番地、377番地、378番地、379番地1から2まで、水元町の全域、道有林渡島東部管理区内114林班、115林班、116林班、117林班、118林班、119林班、120林班、121林班(函館市亀田川地区水資源保全地域区域図に示すとおり)
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 6(1) 指定番号 第136号
 (2) 名称 函館市松倉川地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 函館市寅沢町48番地3から4まで、三森町38番地1から2まで、38番地4、38番地6から8まで、39番地1から2まで、道有林渡島東部管理区内104林班04小班、104林班06小班、104林班08小班から10小班まで、104林班29小班、104林班41小班、104林班51小班から52小班まで、104林班58小班から62小班まで、104林班64小班から65小班まで、104林班68小班から71小班まで、104林班73小班から74小班まで、104林班77小班、105林班、106林班、107林班、108林班、109林班、110林班、111林班(函館市松倉川地区水資源保全地域区域図に示すとおり)
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 7(1) 指定番号 第137号
 (2) 名称 函館市汐泊川地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 函館市蛾野野町1番地、2番地、3番地1から3まで、4番地1から5まで、6番地1から5まで、7番地、8番地、9番地1から2まで、11番地、12番地、13番地1から6まで、14番地1から3まで、14番地7、15番地1、15番地3、16番地、17番地1から3まで、18番地、19番地、20番地、21番地1から3まで、22番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地、30番地、31番地、32番地、33番地1から3まで、34番地1から3まで、35番地1から8まで、36番地1から7まで、37番地1から4まで、38番地1から2まで、39番地1から2まで、40番地、41番地、42番地、43番地1から3まで、44番地1から2まで、44番地5、45番地1、45番地3、46番地1から3まで、47番地、48番地、

49番地1から4まで、50番地1から3まで、51番地1から2まで、52番地、53番地、54番地、55番地1から9まで、56番地、57番地、58番地、59番地、61番地、62番地、63番地、64番地1から3まで、65番地、66番地、67番地、70番地、71番地、72番地、73番地1から3まで、75番地、76番地、77番地、78番地、79番地、81番地、82番地、83番地、84番地、85番地、86番地、87番地、88番地、89番地1、90番地1から5まで、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地1から7まで、100番地1から9まで、101番地、102番地、103番地、104番地1から7まで、105番地1から3まで、106番地1から4まで、107番地1から17まで、108番地1から7まで、109番地1から2まで、110番地1から6まで、111番地1から7まで、112番地、113番地、114番地、115番地、116番地1から6まで、117番地1から3まで、118番地1から9まで、118番地11から12まで、118番地14、119番地1から2まで、120番地、121番地1から7まで、122番地1から8まで、123番地1から11まで、124番地、125番地1から3まで、126番地1から6まで、127番地、128番地、129番地、130番地1から6まで、131番地1から3まで、132番地1から6まで、133番地、134番地、135番地、136番地1から10まで、139番地1から4まで、140番地、141番地、142番地1から3まで、143番地、144番地、145番地1から3まで、146番地1から3まで、147番地、148番地、149番地1から2まで、150番地1から4まで、151番地、152番地1から3まで、153番地1から20まで、154番地1から5まで、155番地1から3まで、156番地、157番地、157番地1、158番地、159番地、160番地、161番地、162番地、163番地、164番地、165番地、166番地、167番地、168番地、169番地、170番地1から12まで、171番地1、172番地、173番地、174番地、175番地、176番地、177番地、178番地、179番地、180番地、181番地、182番地、183番地、184番地、185番地、186番地1から2まで、187番地1、187番地5から15まで、187番地20、187番地23、187番地25から45まで、188番地、189番地、189番地2から8まで、190番地、191番地、192番地、193番地、194番地1から7まで、195番地1から7まで、196番地、197番地、198番地、198番地2、199番地、200番地、201番地、202番地、203番地、204番地、205番地、206番地、207番地、208番地、209番地、210番地、211番地、212番地、213番地、214番地、215番地、216番地、217番地、218番地、219番地、220番地、鉄山町1番地1、1番地3、2番地1から5まで、3番地、4番地1から4まで、5番地、6番地、7番地、8番地1、9

番地1、9番地3から6まで、17番地、18番地、19番地、20番地1から2まで、21番地1から3まで、22番地、23番地、24番地1から2まで、25番地、26番地、28番地1から8まで、29番地1から5まで、30番地1から2まで、31番地、31番地1から7まで、32番地1から4まで、33番地1から21まで、34番地1から6まで、35番地、36番地1から11まで、37番地、37番地1から8まで、38番地1から7まで、39番地、40番地1から4まで、41番地1から2まで、42番地1から3まで、43番地1から3まで、44番地、45番地、47番地、48番地、49番地1から6まで、50番地1から3まで、51番地1から6まで、52番地1から5まで、53番地、54番地1から3まで、55番地1から4まで、56番地1から3まで、57番地、58番地、59番地、60番地1から3まで、61番地、62番地1から2まで、63番地1から2まで、64番地1から7まで、69番地1から3まで、70番地1から4まで、70番地6から7まで、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、75番地1、76番地、77番地、78番地1から5まで、80番地1から4まで、82番地1から5まで、83番地、84番地1から3まで、85番地1から2まで、86番地、87番地1から2まで、88番地1から3まで、89番地1から2まで、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地1から3まで、98番地1、98番地3から5まで、99番地、100番地、101番地、102番地1から7まで、103番地1から3まで、104番地1から3まで、105番地1から3まで、106番地1から3まで、107番地1から4まで、108番地1から4まで、109番地1から3まで、110番地1から3まで、110番地5、111番地、112番地1から6まで、114番地1から2まで、116番地1から5まで、126番地1から3まで、130番地1から11まで、131番地1から6まで、132番地1から2まで、133番地、134番地、135番地、136番地、137番地、138番地、139番地、140番地1、140番地3から7まで、141番地1から6まで、142番地1から4まで、143番地1から4まで、144番地1から4まで、145番地1から5まで、145番地7から14まで、146番地1から12まで、147番地、148番地、149番地、150番地、151番地1から5まで、152番地1から3まで、153番地1から2まで、154番地、155番地、156番地、157番地、158番地、160番地、161番地、162番地、163番地1から2まで、164番地1から7まで、165番地1から2まで、166番地、167番地1、168番地、169番地、170番地、174番地1、175番地1から16まで、176番地、177番地、178番地、179番地、180番地、181番地、182番地、183番地1まで3まで、184番地1から2まで、185番地、186番地、187番地、188番地、189番地、

190番地、191番地1、192番地、193番地1から4まで、194番地、195番地、195番地2、196番地、197番地1から4まで、199番地1から11まで、200番地、202番地、203番地1、203番地3から4まで、203番地6から8まで、203番地11、204番地、206番地1から2まで、紅葉山町1番地1から3まで、2番地、3番地、4番地1から2まで、5番地、5番地1、6番地1から2まで、7番地1から3まで、8番地1から3まで、9番地1から7まで、10番地1から2まで、11番地1から2まで、12番地1から3まで、13番地1から2まで、14番地、15番地1から2まで、16番地1から2まで、17番地、18番地1から2まで、19番地1から2まで、20番地1から2まで、21番地、22番地1から6まで、23番地1から8まで、24番地、25番地、26番地1から3まで、27番地1から2まで、28番地、29番地1、30番地1から5まで、31番地1から5まで、32番地、33番地1から2まで、34番地、35番地1から6まで、36番地1から2まで、37番地1から2まで、38番地1から4まで、39番地1から12まで、40番地、41番地1から2まで、42番地1から3まで、43番地1から5まで、44番地1から3まで、45番地1から2まで、46番地1から2まで、47番地、47番地1から4まで、48番地1から5まで、49番地、49番地1から10まで、50番地1から8まで、51番地、52番地、53番地、54番地、55番地、56番地、57番地、58番地、59番地、61番地1から2まで、62番地、63番地1から2まで、64番地1から3まで、65番地、66番地、67番地1から4まで、68番地1、69番地2、73番地1から2まで、74番地1から3まで、75番地、76番地1から2まで、80番地、84番地1から3まで、86番地1から2まで、86番地4から5まで、86番地7から8まで、92番地1から2まで、93番地1から2まで、93番地5から6まで、93番地9、94番地1、97番地1、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地1から4まで、105番地1から3まで、107番地1、109番地1、110番地1、110番地4、112番地、113番地、114番地、115番地1から2まで、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地1から3まで、122番地1から2まで、123番地1から2まで、124番地1から2まで、125番地1から2まで、126番地、126番地2から4まで、127番地1から2まで、128番地1から2まで、129番地1、131番地、131番地2、134番地、140番地1から2まで、141番地、146番地1から2まで、146番地4、147番地1、147番地3、148番地1、148番地3、149番地1、153番地、158番地、159番地1から3まで、159番地7、160番地、161番地、162番地、庵原町264番地、265番地1から4まで、269番地1から2

まで、270番地、271番地1から2まで、272番地1から5まで、272番地7、272番地9から10まで、273番地1、278番地1から13まで、278番地16から26まで、278番地28、東畑町160番地1（函館市汐泊川地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- 8(1) 指定番号 第138号
- (2) 名称 函館市戸井地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 函館市瀬田来町794番地、795番地、796番地、796番地1、797番地、798番地、道有林渡島東部管理区内69林班02小班、69林班43小班、70林班、71林班、72林班（函館市戸井地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 9(1) 指定番号 第139号
- (2) 名称 函館市日浦地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 函館市2001林班26小班、2001林班34小班から35小班まで、2001林班62小班、2001林班64小班、2001林班100小班、2002林班22小班、2002林班28小班、2002林班34小班から36小班まで、2002林班59小班、2002林班71小班、外1（函館市日浦地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 10(1) 指定番号 第140号
- (2) 名称 函館市大潤地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 函館市女那川町336番地1から2まで、336番地4、336番地6、337番地3、342番地1、342番地4、349番地7から8まで、349番地12、349番地16、349番地18から19まで、函館市2017林班16小班、2017林班18小班、2017林班172小班（函館市大潤地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 11(1) 指定番号 第141号
- (2) 名称 函館市日ノ浜地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 函館市高岱町145番地1の一部、145番地4、函館市2027林班4小班、2028林班14小班から16小班まで、2028林班18小班、2028林班20小班から23小班まで、2028林班26小班、2028林班34小班、2028林班59小班（函館市日ノ浜地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 12(1) 指定番号 第142号

707番地、708番地、709番地、709番地2、710番地、711番地、712番地、713番地、714番地、715番地1から3まで、716番地、717番地1から3まで、718番地1から3まで、719番地、720番地1から5まで、721番地1から3まで、722番地、723番地1から4まで、724番地、725番地1から3まで、726番地1から3まで、727番地2、728番地1から5まで、729番地1から4まで、730番地、731番地1から55まで、732番地、733番地1から3まで、734番地、734番地1、735番地、736番地、737番地、738番地、739番地、740番地1から20まで、742番地、744番地、745番地、746番地、747番地、748番地、749番地1から2まで、750番地、751番地、752番地、753番地、754番地、755番地、756番地、757番地、758番地1から19まで、759番地、760番地、762番地、763番地、764番地、765番地、766番地、767番地、768番地、769番地、770番地、771番地、772番地、773番地1、773番地3、774番地、775番地1から2まで、776番地1から4まで、777番地1から3まで、778番地1から3まで、779番地1から2まで、780番地1から3まで、781番地1から2まで、782番地1から3まで、783番地1から3まで、784番地、785番地、787番地1から2まで、790番地1から5まで、791番地1、791番地3、792番地1から3まで、793番地、843番地、844番地、844番地1から3まで、844番地5、846番地、双見町4番地1、247番地5、252番地1から2まで、253番地1から2まで、254番地、255番地、256番地、257番地、258番地、259番地1から3まで、260番地1、260番地3から6まで、260番地11から13まで、261番地1から3まで、262番地、263番地1から3まで、264番地、265番地、266番地、266番地2から4まで、267番地、268番地1から5まで、269番地1から3まで、270番地1から6まで、271番地1から5まで、272番地1から5まで、273番地1から3まで、274番地、275番地、276番地、277番地1から3まで、277番地5、277番地12から24まで、278番地1から3まで、279番地、280番地、281番地1から3まで、282番地、283番地、284番地、285番地、286番地、287番地2、288番地、288番地2、289番地、289番地2、290番地、291番地、292番地、293番地、294番地、295番地、296番地、297番地、304番地、310番地、311番地1から2まで、312番地、道有林渡島東部管理区内15林班06小班、15林班08小班、15林班51小班から52小班まで、15林班56小班、15林班58小班から64小班まで（函館市大船地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

18(1) 指定番号 第148号
(2) 名称 中富良野町中富良野第1・第2・第4地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 空知郡中富良野町1201番地1、5073番地、5074番地、5075番地、5076番地、字上富良野845番地1から2まで、845番地4から9まで、845番地11、845番地13、845番地16、845番地18から20まで、845番地23、845番地39、字富良野原野1225番地3から10まで、1225番地12、1895番地1、1895番地20から22まで、1895番地40、1895番地46から49まで、1895番地51から53まで、1895番地76、1895番地87、1895番地92、1895番地96から97まで、1895番地99、1895番地115、1895番地204から205まで、1895番地220から221まで、1895番地232、1895番地235から236まで、1895番地254、1895番地268、1895番地270、1895番地342、1895番地344、1895番地347、1895番地367、1895番地518、1895番地523、1895番地527から528まで、1895番地538、1895番地546から547まで、1895番地564、1895番地646から647まで、1895番地656から657まで、1895番地708から709まで、9306番地、9318番地、字ポロピナイ1648番地2、1648番地4から6まで、1648番地8から9まで、1648番地20、1650番地1、1650番地13、2617番地1から2まで、2617番地6から7まで、2619番地、2624番地、2626番地、2627番地、2628番地、字中富良野区画外2329番地1、2329番地4、2329番地8から12まで、2331番地1、2331番地5、2331番地12、2341番地1から4まで、2341番地7から10まで、2341番地13から14まで、2544番地、2546番地、2548番地、2550番地、2552番地、2556番地、字中富良野原野2450番地1から3まで、2450番地5、2450番地7、2450番地9、2450番地11から14まで、2450番地16、2450番地19、2450番地22から23まで、2450番地29、2450番地31、2450番地37、字中富良野1521番地2、1521番地5、1521番地7、1521番地9、1521番地12、1521番地19から20まで、1521番地25から26まで、1521番地29、1521番地32、1521番地40、1521番地42から43まで、1521番地45、1522番地4から5まで、1522番地8から9まで、1522番地13から15まで、1522番地21、1522番地52から54まで、1522番地60から62まで、1523番地1から6まで、1523番地10、1523番地13、1523番地17、1523番地21、1523番地23、1523番地32、1523番地35から38まで、1523番地44、1523番地46、1523番地49、1523番地53、1523番地55、1523番地58から59まで、1523番地71、1523番地75から76まで、1523番地84、1523番地88、1523番地95から97まで、2212番地11から13まで、2212番地15から17まで、2212番地19から24まで、2212番地26から28まで、2212番地30から33まで、2212番地38、2212番地68から70まで、

2212番地74、2212番地78、2212番地81から85まで、2212番地88、2212番地90から92まで、2212番地111、2212番地114、2212番地121から122まで、2212番地127、2212番地131、2212番地133から134まで、2212番地136から144まで、2212番地146から148まで、2212番地150から152まで、2212番地155から157まで、2212番地159から169まで、2212番地171から172まで、2212番地180、2212番地182、2212番地184、2212番地191、2212番地193、2212番地201から205まで、2212番地207、2212番地209から210まで、2212番地213から215まで、2212番地218、2212番地261、2212番地277、2212番地295から297まで、2212番地302、2212番地304、2212番地307から312まで、2212番地316から317まで、2212番地323から324まで、2212番地327、2212番地331、2212番地333、2212番地335から338まで、2212番地342から343まで、2212番地346から347まで、2212番地358、2212番地361から362まで、2212番地380、2212番地391から392まで、2212番地403、2212番地431、2212番地475、2212番地477、2212番地540、2212番地575から576まで、2212番地581、2212番地586、2212番地588、2212番地593から594まで、2212番地609、2212番地612、2212番地615から618まで、2212番地620から621まで、2212番地642、2212番地649から654まで、2212番地658から661まで、2212番地666、2212番地668から673まで、2212番地675から680まで、2212番地682から685まで、2212番地691、2212番地696から700まで、2212番地703、2344番地、2548番地1から5まで、2549番地1から2まで、2549番地4、3068番地1から4まで、4136番地、4138番地1から3まで、4755番地、4757番地1、4759番地1から2まで、4761番地1から2まで、4766番地、4767番地1、4769番地、4794番地、4795番地、4799番地、4803番地、4868番地1、4869番地、4871番地、4872番地、4873番地、4874番地、4875番地、4876番地、4877番地、4878番地、4879番地、4880番地、4881番地、4885番地、4886番地、4887番地、4888番地、4889番地、4890番地、4891番地、4892番地、4893番地、4898番地、4899番地、4900番地、4901番地、4902番地、4903番地、4904番地、4905番地、4906番地、4907番地、4908番地、4910番地、4911番地、4912番地、4913番地1、5016番地1、5024番地1、5027番地、5028番地2、5029番地、10082番地、10084番地、10086番地、10106番地、10108番地、10122番地、10125番地（中富良野町中富良野第1・第2・第4地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

19(1) 指定番号 第149号

(2) 名称 厚岸町大別地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 厚岸郡厚岸町セタニウシ3番地、6番地、7番地、8番地、9番地、25番地、28番地、29番地、30番地、31番地、32番地、33番地、34番地、35番地、36番地、37番地、39番地、39番地先、40番地1、58番地、59番地、60番地、61番地、62番地、63番地、64番地、片無去1119番地、1120番地、1121番地、1122番地、1123番地、1124番地、1125番地、1126番地、1127番地、大別72番地、73番地、76番地、77番地、78番地、78番地先、79番地、252番地、253番地、254番地、255番地、256番地、257番地、259番地、260番地、261番地、262番地、263番地、266番地、268番地、268番地先、293番地、300番地、301番地、302番地、303番地、304番地、305番地、306番地、307番地、308番地、309番地、310番地、311番地、312番地、313番地、314番地、315番地、316番地、317番地、318番地、319番地、320番地、321番地、322番地、323番地、324番地、325番地、326番地、327番地、328番地、329番地、330番地、331番地、332番地、333番地、334番地、335番地、336番地、337番地、338番地、339番地、340番地、341番地、342番地、343番地、344番地、345番地、346番地、347番地、348番地、349番地、350番地、351番地、352番地、353番地、354番地、355番地、356番地、363番地、363番地先、365番地1、366番地、368番地、369番地、370番地、371番地、372番地、373番地、374番地、375番地、376番地、377番地、378番地、379番地、380番地、381番地、382番地、383番地、384番地、385番地、386番地、387番地、388番地、389番地、390番地、391番地、391番地1から2まで、394番地、395番地、396番地、397番地、398番地、399番地、400番地、401番地、402番地、403番地、404番地、405番地、406番地、407番地、408番地、524番地、525番地、526番地（厚岸町大別地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

20(1) 指定番号 第150号

(2) 名称 標茶町上オソツベツ地区・弟子屈町奥オソツベツ地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 川上郡標茶町字オソツベツ416番地、417番地、418番地、419番地1から2まで、420番地1から2まで、字オソツベツ原野421番地、422番地、字上オソツベツ原野21番地、22番地、24番地1、24番地3、25番地1から2まで、26番地、27番地1から3まで、28番地、29番地1から3まで、30番地1から2まで、30番地4から5まで、31番地1から2まで、32番地1から2まで、33番地、34番地1から2まで、35番地1から2まで、

37番地1から3まで、38番地1から2まで、38番地4、55番地1から2まで、55番地4、56番地、57番地1、57番地3、58番地、109番地1から2まで、110番地1から2まで、111番地1から2まで、120番地7から15まで、120番地113、342番地1から2まで、343番地、2000番地、2001番地、2003番地、2005番地、6003番地、6004番地、6010番地、6012番地、6016番地、字上オソツベツ原野10線東2番地1から2まで、3番地1から5まで、6011番地、6013番地、6014番地、6015番地、字上オソツベツ原野11線東3番地1から5まで、6番地1から5まで、7番地1から7まで、8番地10から13まで、10番地1から4まで、10番地6から8まで、11番地2、12番地、2004番地、3000番地、3001番地、6008番地、6009番地、字上オソツベツ原野12線東2番地1から2まで、4番地1、8番地2から5まで、2030番地、字上オソツベツ原野基線71番地2から4まで、73番地2、73番地4から5まで、75番地2、75番地7、川上郡弟子屈町字奥オソツベツ原野22番地、23番地、25番地、28番地、58番地、59番地、60番地、64番地、106番地2、107番地1、56番地1から2まで、57番地1から2まで、92番地1、92番地4から6まで、93番地1から3まで、2101番地、2102番地、3101番地、6101番地（標茶町上オソツベツ地区・弟子屈町奥オソツベツ地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

21(1) 指定番号 第151号

(2) 名称 鶴居村支雪裡上地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 阿寒郡鶴居村字雪裡252番地、292番地1、292番地3から4まで、292番地11、293番地1、293番地3、293番地8、294番地1から2まで、295番地1から2まで、295番地5、295番地7、559番地、560番地、562番地、562番地2、953番地、1005番地1から2まで、1006番地、字雪裡原野157番地1、157番地3、158番地1から2まで、158番地10から11まで、159番地1、159番地4から5まで、160番地1、160番地3、161番地1、161番地3から5まで、161番地7から9まで、204番地1から2まで、205番地、227番地1、227番地3から4まで、228番地1、228番地4から5まで、229番地、230番地、231番地、266番地、298番地1、298番地7、298番地10から14まで、298番地16から17まで、614番地、615番地1から2まで、616番地1から2まで、617番地、620番地1から2まで、621番地1、621番地3から4まで、623番地、624番地1から3まで、624番地7、625番地1、625番地3、626番地、627番地1、652番地1、652番地4から6まで、653番地、654番地、663番地1から2まで、

664番地、665番地、666番地、666番地2、667番地、667番地2、668番地、668番地2、669番地、785番地、786番地、788番地、810番地、812番地、813番地、814番地、815番地、816番地1から4まで、816番地6、817番地、818番地、819番地、820番地、821番地、822番地、823番地、838番地、939番地、940番地、字雪裡原野北31線58番地1、58番地9、字雪裡原野北31線西48番地1から2まで、48番地5から16まで、49番地1、49番地3から5まで、49番地8から9まで、50番地1から2まで、50番地4から5まで、51番地1、51番地3から4まで、53番地1から2まで、53番地4から6まで、54番地1、54番地3から4まで、字雪裡原野北32線55番地1から6まで、58番地1から5まで、字雪裡原野北33線西53番地1、54番地1から2まで、55番地1から2まで、56番地1から2まで、58番地1から5まで、字雪裡原野北34線西56番地3、字中久著呂169番地1、169番地4、169番地93（鶴居村支雪裡上地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

22(1) 指定番号 第152号

(2) 名称 鶴居村下久著呂地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 阿寒郡鶴居村字久著呂8番地1、9番地1から2まで、9番地16から17まで、9番地22から32まで、9番地35から36まで、10番地1から2まで、38番地1、40番地1、183番地、184番地、185番地1から8まで、186番地1、187番地1、188番地1から2まで、189番地1から2まで、189番地4から5まで、190番地1、字久著呂原野77番地、78番地、167番地5、167番地7、168番地1、168番地6、169番地1から3まで、180番地1、181番地、181番地2、183番地、184番地、185番地、186番地1、186番地3、186番地5、187番地、187番地2、188番地、192番地、字久著呂原野北16線西29番地1から7まで、31番地1から2まで、32番地1、32番地4から5まで、33番地1から2まで、34番地1から3まで、35番地、36番地1から2まで、字久著呂原野北17線36番地1から5まで、36番地8、字久著呂原野北17線西32番地1から5まで、32番地20から21まで、34番地1から2まで、34番地9から13まで、字久著呂原野北18線30番地、35番地1から4まで、37番地1から7まで、38番地1から3まで、40番地1から2まで、41番地1、41番地3から4まで、42番地、43番地、字久著呂原野北18線西28番地、29番地2、31番地1から2まで、31番地4、31番地6（鶴居村下久著呂地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

(各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課及び関係総合振興局地域政策部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第216号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域を同表の該当類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

水	域	該当類型	達成期間
河川 安平川(全域)		河川生物A	イ
勇払川上流(夕振大橋から上流)		河川生物A	イ
勇払川下流(夕振大橋から安平川合流点まで)		河川生物A	イ
美々川(全域)		河川生物A	イ
苫小牧幌内川上流(苫小牧市上水幌内取水場取水口から上流)		河川生物A	イ
苫小牧幌内川下流(苫小牧市上水幌内取水場取水口から下流)		河川生物A	イ
苫小牧川上流(王子製紙株式会社専用水道取水口から上流)		河川生物A	イ
苫小牧川下流(王子製紙株式会社専用水道取水口から下流(有珠川を含む。))		河川生物A	イ
小糸魚川(全域)		河川生物A	イ
錦多峰川(全域)		河川生物A	イ
覚生川(全域)		河川生物A	イ
樽前川(全域)		河川生物A	イ
別々川(全域)		河川生物A	イ
白老川上流(ポンベツ川合流点から上流(ポンベツ川を含む。))		河川生物A	イ
白老川下流(ポンベツ川合流点から下流)		河川生物A	イ

注1 該当類型の分類は、昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準についての別表2の1の(1)のイの表に掲げるとおりとする。

注2 達成期間の「イ」とは、指定後、直ちに達成することを示す。

北海道告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(幌向地区農地集積加速化基盤整備(農業用排水施設、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年3月26日から20日間、一

般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第218号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町4222・4506・4764(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第219号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第220号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
 - 北斗市市渡、村山及び中山
 - 檜山郡厚沢部町字峠下
 - 二海郡八雲町字上の湯、字わらび野、字桜野、字浜松、字熱田、字大新、字春日、字立岩、字花浦、字山崎及び字黒岩
 - 山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平里、字大浜、字長万部、字旭浜、字柴原、字共立及び字静狩
 - 寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川
 - 磯谷郡蘭越町字川上
 - 虻田郡豊浦町字新富
 - 虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄
 - 虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広
 - 余市郡仁木町字尾根内
 - 余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合
 - 余市郡余市町字栄町
 - 小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町
 - 札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富丘、富丘6条4丁目、富丘5条4丁目、富丘4条4丁目、富丘4条3丁目、富丘3条3丁目、富丘2条3丁目、富丘2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目
 - 札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒9条12丁目、発寒9条11丁目、発寒9条10丁目、発寒9条9丁目、発寒8条5丁目、発寒7条5丁目、発寒7条4丁目、発寒6条4丁目、発寒6条3丁目、

発寒5条3丁目、発寒5条2丁目、発寒4条1丁目、発寒3条1丁目、琴似4条1丁目、琴似3条1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目

札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目及び北3条東10丁目

札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北海道告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	島松千歳線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
千歳市あずさ3丁目641番8地先から	同市富丘3丁目598番3地先まで	前	18.18mから 29.00mまで	564.20m	—
		後	18.18mから 39.92mまで	564.20m	—

北海道告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年 3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
戸井釜谷8 (I-2-611-3060)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ウエン川 (I-21-0560)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路材木町6 (I-9-19-2740)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路市材木町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年 3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井釜谷1 (I-2-86-1124)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井釜谷2 (I-2-87-1125)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井釜谷3 (I-2-91-1129)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井釜谷6 (I-2-89-1127)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井釜谷7 (I-2-90-1128)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市釜谷町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>釜谷右の沢川（I-21-0570）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市釜谷町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安1, 2-(1)（I-2-81-1119）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安1, 2-(2)（I-2-82-1120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安3（I-2-83-1121）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安4（I-2-84-1122）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安5（I-2-85-1123）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安6（II-2-55-838）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安7（II-2-53-836）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井小安8（II-2-54-837）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

<p>次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小安川（Ⅰ-21-0550）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市小安町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路材木町2（Ⅰ-9-18-2739）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市材木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路材木町7（Ⅰ-9-20-2741）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市材木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路住吉（Ⅰ-9-24-2745）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市住吉1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路住吉2丁目（Ⅰ-9-25-2746）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市住吉2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路住吉2丁目3（Ⅱ-9-8-2102）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市住吉2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>総合振興局告示及び振興局告示</p>	
<p>北海道後志総合振興局告示第37号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成26年3月25日</p> <p style="text-align: right;">北海道後志総合振興局長 宮川 秀明</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) 複写機賃貸借契約その1 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台及び1月当たり 9,200枚</p> <p>(2) 複写機賃貸借契約その2 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台及び1月当たり 26,000枚</p> <p>2 落札を決定した日 平成26年2月21日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1)ア 氏名 有限会社平和事務機 イ 住所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目5番地</p>	

(2)ア 氏名 有限会社日進堂
イ 住所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

4 落札金額

(1) 基本料金 16,000円
複写料金 3.3円
(2) 基本料金 31,000円
複写料金 2.9円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月24日付け北海道後志総合振興局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道渡島総合振興局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年3月25日

北海道渡島総合振興局長 中西 猛 雄

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	81,675リットル
軽油（J I S K2204）	2,500リットル
(2) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	8,400リットル
軽油（J I S K2204）	1,800リットル
(3) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	2,900リットル
(4) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	8,200リットル
(5) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	4,324リットル
(6) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	5,500リットル
軽油（J I S K2204）	2,200リットル
(7) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	4,300リットル
(8) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	1,500リットル
(9) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	800リットル
軽油（J I S K2204）	1,000リットル
(10) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	4,383リットル
(11) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	7,600リットル

(12) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	7,500リットル
(13) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	5,800リットル
軽油（J I S K2204）	700リットル
(14) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	2,200リットル
(15) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）	6,700リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 道南石油株式会社
イ 住所 函館市大町9番20号

(2) 1の(2)及び(13)

ア 氏名 前側石油株式会社
イ 住所 函館市大手町3番1号

(3) 1の(3)

ア 氏名 横山石油株式会社
イ 住所 北斗市本町1丁目16番6号

(4) 1の(4)

ア 氏名 明光産業株式会社
イ 住所 函館市梁川町17番19号

(5) 1の(5)及び(6)

ア 氏名 株式会社川菱商会
イ 住所 松前郡松前町字建石52番地の3

(6) 1の(7)

ア 氏名 株式会社沢岡石油
イ 住所 上磯郡知内町字重内66番地の120

(7) 1の(8)

ア 氏名 株式会社フレンドリーベア
イ 住所 亀田郡七飯町字大沼町746

(8) 1の(9)

入札参加者なしのため、不調

(9) 1の(10)

ア 氏名 丸協石油株式会社
イ 住所 茅部郡森町字御幸町29番地の4

(10) 1の(11)及び(12)

- ア 氏 名 八雲石油株式会社
 イ 住 所 二海郡八雲町東雲町101番地
- (11) 1の(14)
 ア 氏 名 株式会社明上石油店
 イ 住 所 奥尻郡奥尻町字青苗242番地12
- (12) 1の(15)
 ア 氏 名 今金ツバメ石油株式会社
 イ 住 所 瀬棚郡今金町字今金271番地の13
- 4 落札金額
- | | |
|----------------|------|
| (1) レギュラーガソリン | 148円 |
| 軽油 | 127円 |
| (2) レギュラーガソリン | 154円 |
| 軽油 | 139円 |
| (3) レギュラーガソリン | 148円 |
| (4) レギュラーガソリン | 154円 |
| (5) レギュラーガソリン | 153円 |
| (6) レギュラーガソリン | 153円 |
| 軽油 | 138円 |
| (7) レギュラーガソリン | 149円 |
| (8) レギュラーガソリン | 156円 |
| (10) レギュラーガソリン | 162円 |
| (11) レギュラーガソリン | 159円 |
| (12) レギュラーガソリン | 159円 |
| (13) レギュラーガソリン | 151円 |
| 軽油 | 137円 |
| (14) レギュラーガソリン | 163円 |
| (15) レギュラーガソリン | 157円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 平成26年1月28日付け北海道渡島総合振興局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名 称 | 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 |
| (2) 所在地 | 函館市美原4丁目6番16号 |

北海道上川総合振興局告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道上川総合振興局長 山 本 広 海

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|--|------------|
| (1) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) (南部地区) | 23,000リットル |
| (2) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) (中部地区) | 95,000リットル |
| (3) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) (士別・名寄地区) | 32,000リットル |
| (4) レギュラーガソリン (J I S K2202 2号) (美深地区) | 16,000リットル |

2 落札を決定した日

平成26年3月5日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|----------|------------------|
| (1)ア 氏 名 | 株式会社亀屋齊藤商店 |
| イ 住 所 | 富良野市日の出町6番2号 |
| (2)ア 氏 名 | 旭川石油株式会社 |
| イ 住 所 | 旭川市4条通16丁目左10号 |
| (3)ア 氏 名 | 北海丸油株式会社 |
| イ 住 所 | 旭川市宮下通15丁目1201-1 |
| (4)ア 氏 名 | 株式会社園部商会 |
| イ 住 所 | 中川郡美深町大通南2丁目11番地 |

4 落札金額

- | |
|------------|
| (1) 150.0円 |
| (2) 142.0円 |
| (3) 154.9円 |
| (4) 153.0円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月24日付け北海道上川総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名 称 | 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 |
| (2) 所在地 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 |

北海道上川総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道上川総合振興局長 山本 広海

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油（旭川地区その1） 164,000リットル
- (2) A重油（旭川地区その2） 315,000リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月5日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 日東石油株式会社
イ 住所 旭川市本町2丁目
- (2)ア 氏名 日東石油株式会社
イ 住所 旭川市本町2丁目

4 落札金額

- (1) 82.9円
- (2) 81.4円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月7日付け北海道上川総合振興局告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第53号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 克彦

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

- (1) 複写機賃貸借契約その1
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台（1月当たり11,700枚）
- (2) 複写機賃貸借契約その2
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台（1月当たり17,400枚）
- (3) 複写機賃貸借契約その3

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 2台（1月当たり21,400枚）

(4) 複写機賃貸借契約その4

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 2台（1月当たり24,900枚）

(5) 複写機賃貸借契約その5

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 2台（1月当たり7,300枚）

(6) 複写機賃貸借契約その6

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台（1月当たりモノクロ12,600枚及びカラー4,100枚）

(7) 複写機賃貸借契約その7

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台（1月当たりモノクロ1,700枚及びカラー5,400枚）

(8) 複写機賃貸借契約その8

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台（1月当たりモノクロ600枚及びカラー5,300枚）

(9) 複写機賃貸借契約その9

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 1台（1月当たりモノクロ1,900枚及びカラー3,900枚）

2 落札を決定した日

平成26年2月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)、(6)及び(9)

ア 氏名 北日本事務機株式会社
イ 住所 北見市光西町167-48

- (2) 1の(3)

ア 氏名 株式会社オフィスワン
イ 住所 網走市新町1丁目1-8

- (3) 1の(4)及び(5)

ア 氏名 株式会社小柳中央堂
イ 住所 北見市卸町1丁目5番地1

- (4) 1の(7)

ア 氏名 安田商事株式会社
イ 住所 斜里郡斜里町新光町31番地13

(5) 1の(8)

ア 氏名 株式会社タカノ商事
イ 住所 北見市常盤町3丁目16番47号

4 落札金額

(1) 1の(1)及び(2)

基本料金 24,800円
複写料金 2,000枚まで 3.0円
2,001枚から5,000枚まで 2.6円
5,001枚以上 2.3円

(2) 1の(3)及び(4)

基本料金 50,000円
複写料金 2,000枚まで 3.5円
2,001枚から5,000枚まで 3.0円
5,001枚から20,000枚まで 2.5円
20,001枚以上 2.5円

(3) 1の(5)

基本料金 50,000円
複写料金 2,000枚まで 3.5円
2,001枚から5,000枚まで 3.0円
5,001枚以上 2.5円

(4) 1の(6)

基本料金 23,400円
複写料金 (モノクロ) 500枚まで 3.0円
501枚以上 3.0円
複写料金 (カラー) 1,000枚まで 24.0円
1,001枚から3,000枚まで 21.0円
3,001枚から10,000枚まで 18.0円
10,001枚以上 17.0円

(5) 1の(7)

基本料金 23,700円
複写料金 (モノクロ) 500枚まで 3.2円
501枚以上 2.8円
複写料金 (カラー) 1,000枚まで 22.0円
1,001枚から3,000枚まで 21.0円
3,001枚以上 19.0円

(6) 1の(8)

基本料金 16,000円
複写料金 (モノクロ) 500枚まで 3.0円
501枚以上 3.0円
複写料金 (カラー) 1,000枚まで 12.0円
1,001枚から3,000枚まで 12.0円
3,001枚以上 12.0円

(7) 1の(9)

基本料金 10,800円
複写料金 (モノクロ) 500枚まで 2.4円
501枚以上 2.4円
複写料金 (カラー) 1,000枚まで 9.0円
1,001枚から3,000枚まで 9.0円
3,001枚以上 9.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月14日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道オホーツク総合振興局長 中島克彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 1台

2 落札を決定した日

平成26年2月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社つうげんアクティブ
(2) 住所 石狩市花川南8条5丁目32番地1号

4 落札金額

178,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年2月7日付け北海道オホーツク総合振興局告示第18号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課
 - (2) 所在地 北見市東陵町36番地3

北海道釧路総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成26年3月25日

北海道釧路総合振興局長 土 榮 正 人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式
 - イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり17,000枚
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成26年6月2日から平成31年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
 - (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成26年3月25日（火）から同年4月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課）
 - (2) 入 札 日 時 平成26年5月8日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月7日（水）までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
 - (1) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 1台
 - (2) 予 定 時 期 平成26年4月上旬頃
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www>）

kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujiyouhou.htm) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの賃貸借の基本料金（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 支出負担行為を行う者（契約者）

北海道立釧路高等技術専門学院長 榎本 敏彦

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
電話番号 0154-43-9133

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 8, 2014

(Mailed bids must arrive no later than May 7, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro,

Hokkaido 085-8588 Japan

Phone : 0154-43-9133

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁上川教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

1 落札に係る物品等の名称（1台1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 38台及び1台につき1月当たり6,689枚

2 落札を決定した日

平成26年3月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社栄進堂

(2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号

4 落札金額

基本料金 970円

複写料金 1円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月4日付け北海道教育庁上川教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁オホーツク教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千 葉 俊 文

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 25台及び1月当たり162,300枚

2 落札を決定した日

平成26年3月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 小林株式会社

(2) 住 所 北見市大通西6丁目2番地

4 落札金額

基本料金 100円

- 複写料金 1.48円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年1月28日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月25日

北海道教育庁釧路教育局長 宇田賢治

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 126台 一式
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 9台 一式
- 2 落札を決定した日
平成26年3月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 日立キャピタル株式会社
- (2) 住所 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 4 落札金額
- (1) 393,660円
- (2) 38,232円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年2月14日付け北海道教育庁釧路教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道公安委員会委員長 横内龍三

北海道公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の表中

39号	網走郡美幌町字高野66番3から同郡大空町女満別本郷404番11まで
-----	-----------------------------------

を

39号	網走郡美幌町字高野66番3から同郡大空町女満別本郷404番11まで
	北見市北上980番から同市端野町川向68番1まで

に改める。

別表4中

一般国道38号	釧路市大楽毛179番2から釧路市大楽毛6番1まで
---------	--------------------------

を

一般国道38号	釧路市大楽毛179番2から釧路市北園41番3131地先まで
---------	-------------------------------

に、

一般国道274号	阿寒郡鶴居村字雪裡原野から川上郡標茶町字標茶3番1まで
----------	-----------------------------

を

一般国道274号	釧路市阿寒町徹別原野34線41番6から川上郡標茶町字標茶3番1まで
----------	-----------------------------------

に、

一般国道278号	函館市尾札部から函館市豊崎町204番26まで
----------	------------------------

を

一般国道278号	函館市尾札部から函館市豊崎町204番26まで
一般国道278号	茅部郡鹿部町字大岩48番から茅部郡鹿部町字本別531番64まで

に、

道道 駒島更別線	河西郡更別村字更別南1線91番51地先から河西郡更別村字更別南1線83番2地先まで
----------	---

を

道道 駒島更別線	河西郡更別村字更別南1線91番51地先から河西郡更別村字更別南1線83番2地先まで
道道 新千歳空港インター線	千歳市平和1006番1334地先（道道泉沢新千歳空港線交点）から千歳市泉沢1007番7地先（高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線交点）まで
道道 泉沢新千歳空港線	千歳市柏陽5丁目14番地先から苫小牧市字美沢323番1地先（道道新千歳空港線交点）まで
道道 釧路インター線	釧路市鶴野79番161地先から釧路市北園41番3131地先（国道38号交点）まで

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。